

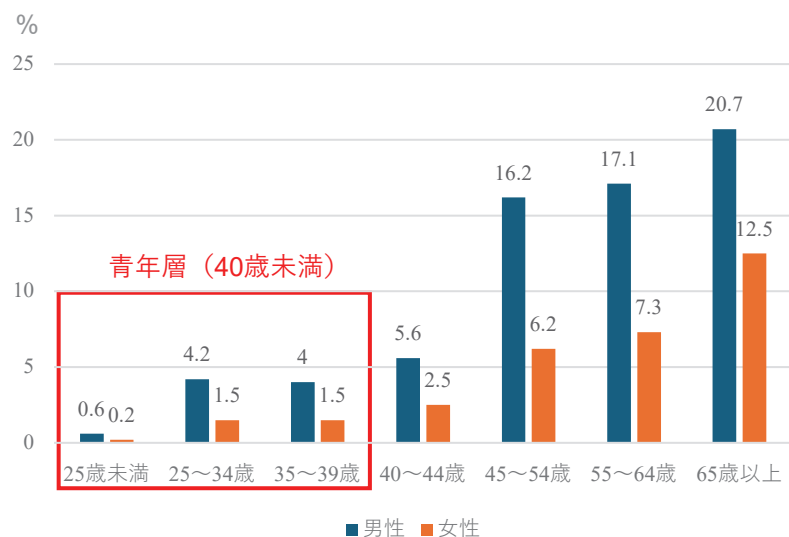
4.主要国の新規就農者・農業後継者確保・育成政策

- (1) EU新規就農者・農業後継者確保・育成政策の概要 …p.228
- (2) ドイツ …p.239
- (3) フランス …p.246
- (4) オーストリア …p.257
- (5) ポーランド …p.264
- (6) スペイン …p.269
- (7) 次期CAPにおける世代交代の位置づけ …p.280

EUにおける新規就農者・農業後継者確保・育成政策の背景と期待される効果

- EUで農業従事者の高齢化が進行し、農業の持続可能性や農村地域の衰退に対する懸念が深刻化している
 - － EUでは1980年代から共通農業政策において若者の農業参入促進することを目標としてきたが、農業従事者の高齢化は進行。2020年時点で55歳以上の農場経営者が全体の57%を占めていたのに対し、40歳未満の農業経営者は12%であった
- CAPにおいては、所得の支援や金融商品へのアクセスの支援を通じて、新規（特に青年農業者の）参入や定着、農村地域の活性化が期待されている。また、青年農業者の増加により、新規ビジネスやイノベーションの創出、環境配慮型農業の普及、農業の近代化も期待される

EUにおける農業経営者の年代別分布（2020年）



世代交代の課題

賃金の低さ	2023年の農業の平均所得は、農業を除く産業の平均所得の58%
資金調達の困難さ	信用や担保の欠如により、青年農業者の融資却下率は50%以上（⇔高齢農家は32%）
土地へのアクセスの困難さ	利用可能な土地が限られている、地価の高騰等の影響を受けやすい等
知識へのアクセスの困難さ	求められるスキルの多様さ、非農家出身の場合の教育機会や費用等に課題
農村地域の課題	若者の流出→インフラや社会的サービスの低下→若者の流出→...の悪循環

EU CAPネットワークによる世代交代戦略の現状の評価

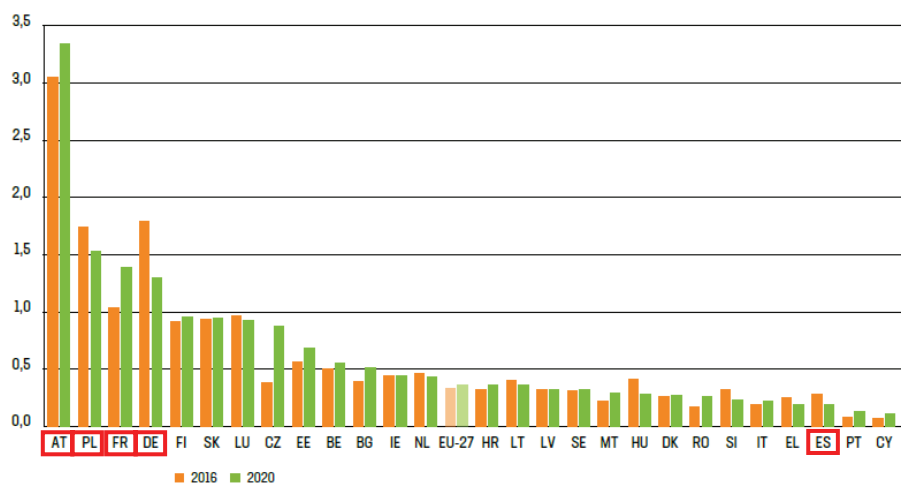
- 2025年10月20日にEU CAPネットワークより公表された「Assessment of generational strategies across EU Member States」では、主に2023～2027年のEU各国における農業の世代交代について、取組状況や課題の調査・分析がされている。

世代交代の現状①

高齢農業経営者に対する青年農業経営者の比率

- EU27か国の中で、オーストリア、ポーランド、ドイツ、フランスは、青年農業経営者数が高齢農業者数を上回っている。
- 特にオーストリア、フランスは、2016年から2020年にかけて世代交代が進んでいる。
- スペインは高齢化が顕著である。

2016年と2020年の65歳以上の農業経営者に対する40歳未満の農業経営者の割合



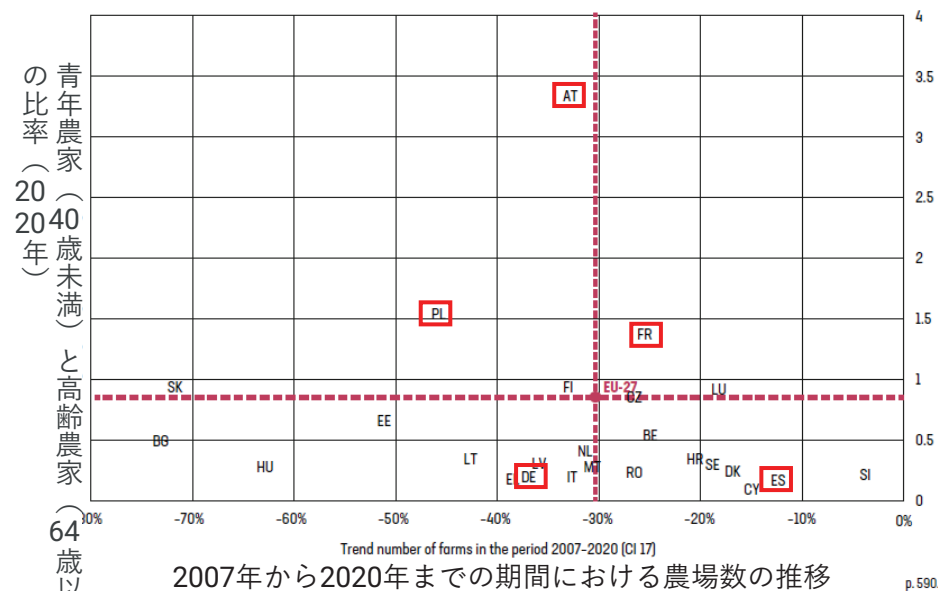
Source: Context Indicator C23: Age structure of farm managers European Commission | Agri-food data portal

世代交代の現状②

農業者の高齢化と農場の減少

- オーストリアやフランスは、EU平均と比べて青年農業者の割合が高く、農場数の減少は平均並みであり、世代交代については他加盟国と比較して順調に進んでいる。
- ドイツは、農業者の高齢化が進み、農場数の減少している。
- スペインやキプロス等は、農業者の高齢化が進んでいるが、農場数はあまり減少していない。

加盟国別の2007-2020年の期間の農場総数と2020年の青年/高齢農業者の比率の傾向



2007年から2020年までの期間における農場数の推移

p. 590.

(出所) EU CAPネットワーク「Assessment of generational renewal strategies across EU Member States」より作成

EU CAPネットワークによる世代交代戦略の現状の評価

- 2025年10月20日にEU CAPネットワークより公表された「Assessment of generational strategies across EU Member States」では、主に2023～2027年のEU各国における農業の世代交代について、取組状況や課題の調査・分析がされている。

青年農業者の研修実施状況

- フランス、オーストリア、ドイツは、完全な/基本的な研修を受けた青年農業者の割合が高い。他方、スペインやポーランドは、研修受講率がやや低い状況。
- 国による訓練レベルの違いは、農業教育のアプローチやアクセスに潜在的な格差があることを示唆している。

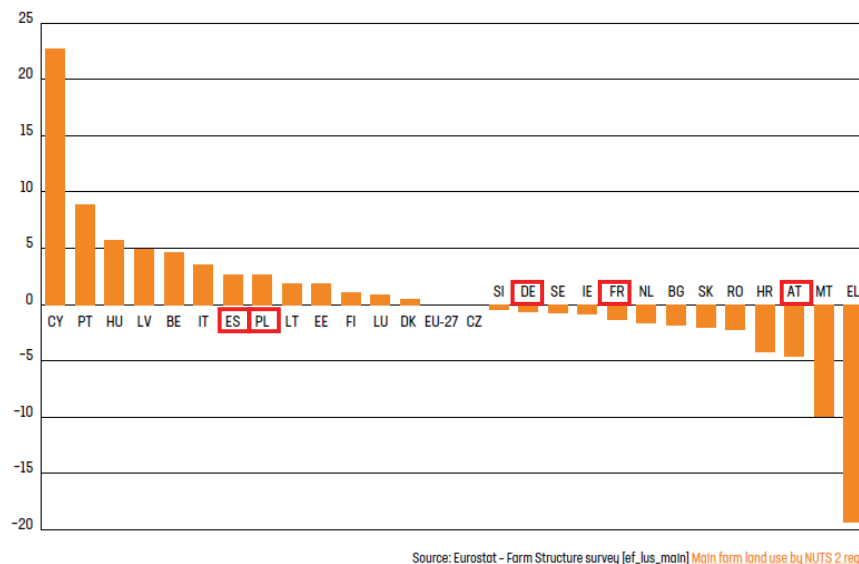
2020年の青年農業者の研修実施状況



農地利用面積の変化

- 2013年から2020年にかけて、オーストリア、フランス、ドイツでは農地利用面積が減少した。ポーランドやスペインでは、農地利用面積が増加した。
- ただし、EU27か国のうち13か国では、農業面積の約半分が耕作放棄リスク中～高地域に指定されており、依然として大きな課題となっているとのこと

2013年から2020年までの農業利用面積の変化率



調査対象国

- 今年度の本事業における対象国は、ドイツ・フランス・オーストリア・ポーランド・スペインの5か国である。
 - ドイツ・フランスはEU農業政策における主要国であり継続的な調査を実施するため対象として選定
 - オーストリアは世代交代が進んでいる国であり、農業政策の参考とするため選定
 - ポーランドは東欧の農業政策の参考とするため選定
 - スペインは南欧の農業政策の参考とするため選定

調査対象国における農業従事者構成

項目	ドイツ	フランス	オーストリア	ポーランド	スペイン
総農地面積(2020年)	1,600万ha (国土の約46%)	2,736万ha (国土の約50%)	260万ha (国土の約31%)	1,478万ha (国土の約47%)	2,391万ha (国土の約47%)
平均農地面積 (2020年)	63ha	70ha	23ha	11ha	26ha
農業従事者数 (2020年)	約26万人 (人口の約0.3%)	約39万人 (人口の約0.6%)	約11万人 (人口の約1.2%)	約130万人 (人口の約3.4%)	約91万人 (人口の約1.9%)
青年農家の定義	35歳未満 農業経営5年以内	40歳未満 農業経営5年以内	40歳未満 農業経営5年以内	40歳未満 農業経営5年以内	40歳未満 農業経営5年以内
青年農家の割合 (2020年)	約7%	約8%	約10%	約12%	約6%
65歳以上の農家の割合 (2020年)	約12%	約13%	約7%	約14%	約41%

EUにおける主要国の新規就農者・農業後継者確保・育成政策 (CIS-YF)

- CAP施策の1つである補完的青年農業者所得支持 (CIS-YF) は、青年農家や新規就農者の誘致・維持および農村部における持続可能な事業展開の促進等を目的とし、直接支払いに上乗せする形で支払われる施策である
- 支払対象者や受給要件の基本的な基準はEU全体で統一されているが、詳細な規定は各加盟国が設定する
- EU加盟国は直接支払い予算の最低3%分を本支払いに配分することが定められている

補完的青年農業者所得支持にかかるEU規定 (EU 2021/2115 Article 30)

加盟国は、新たに農業を開始した青年農業者に対し、本条に定める条件及びCAP戦略計画において更に規定される条件の下で、補完的青年農業者所得支持を実施することができる

項目	内容
対象者	<p>新たに農業を開始した青年農業者</p> <p>青年農業者は、以下の条件を含む方法で各加盟国が設定する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 年齢の上限は<u>35歳から40歳の間</u>で設定 <u>保有責任者 (Head of holding)</u> 「保有」とは、「農業活動に使用され、同じ加盟国の領土内に所在する農民によって管理されるすべての単位」を意味する 加盟国が決定した<u>適切な訓練または必要なスキル</u>
支給期間	<p>青年農業者への給付金の申請の提出年を起算年として最長5年間。 ただし5年間の期間が2027年を超える場合には、2027年以降の期間に適用されるCAPの法的枠組みで定める条件に従う</p>
支給方法	<p>ヘクタールあたりの年次分割支給、または青年農業者あたりの一括支給。 加盟国は、青年農業者あたりの対象となるヘクタール数の上限を設定することができる。</p>
アウトプット指標	<p>O.6 青年農家への補完的所得支援の恩恵を受けたヘクタール数</p>

（参考）調査対象国におけるCIS-YFの予算額

- CIS-YFは直接支払いに分類されるため、予算全額がEU予算（EAGF）で賄われている

加盟国	施策番号	CIS-YF予算				国の追加予算 (ユーロ)
		総額 (ユーロ)	EU予算 (ユーロ)	共同出資 (ユーロ)	EU予算 比率	
ドイツ	DZ-0301	737,354,320	737,354,320	0	100%	0
フランス	30.01	590,858,325	590,858,325	0	100%	0
ポーランド	I 3.	178,045,698	178,045,698	0	100%	0
オーストリア	30-01	71,146,095	71,146,095	0	100%	0
スペイン	1 PD 30 00 18 01 V1	482,832,840	482,832,840	0	100%	0

EUにおける主要国の新規就農者・農業後継者確保・育成政策（INSTAL）

- 青年農業者・新規就農者・農村事業開業（Installation Aid, INSTAL）は、青年農業者による農村振興プロジェクトの実施・新規就農者による農業関連事業への参入・農場の承継等の促進を目的に、プロジェクト実施費用の補助として支払われる制度である
- 支援の対象プロジェクトや受給要件、支給方法の基本的な基準はEU全体で統一されているが、詳細な規定は各加盟国が設定する

青年農業者・新規就農者・農村事業開業にかかるEU規定（EU 2021/2115 Article 75）

加盟国は、本条に定める条件及びCAP戦略計画において更に規定される条件の下で、青年農家の設立及び新規農家の設立を含む農村事業の設立に対する支援を与えることができる。

項目	内容
支援の対象	(a) 青年農業者の立ち上げ (b) 農業または林業に関連した事業の立ち上げ（新規就農を含む）または非農業活動による農家所得の多様化 (c) EU2021/1060の第32条に規定された地域主導の地方開発戦略に関連する、農村部における非農業活動の事業立ち上げ
支給要件	事業計画の提出（計画内容に関する条件等は加盟国が定める）
支給方法	プロジェクトごとに、一時金若しくは金融商品又はその両方の組み合わせにより支援を行う（最大額は100,000ユーロ）。
アウトプット指標	0.25新規就農支援を受けた青年農業者の数 0.26新規就農支援を受けた新規就農者数（0.25で報告された青年農家を除く） 0.27創業支援を受けている農村ビジネスの数

（参考）調査対象国におけるINSTALの予算額

- INSTALの予算は、EU予算（EAFRD）と加盟国の共同出資（Co-Financing）で賄われている

加盟国	施策番号	INSTAL予算				国の追加予算
		総額 (ユーロ)	EU予算 (ユーロ)	共同出資 (ユーロ)	EU予算 比率	(ユーロ)
ドイツ	EL-0501	34,913,001	24,270,071	10,642,930	70%	540,000
フランス	75.01	740,117,617	433,025,856	307,091,761	59%	53,354
	75.02	2,674,020	1,875,000	799,020	70%	1,000,000
	75.03	12,464,600	6,232,300	6,232,300	50%	0
	75.04	104,044,171	60,949,532	43,094,640	59%	3,248
	75.05	66,864,084	40,518,450	26,345,633	61%	20,000
ポーランド	I 11.	572,932,909	315,113,100	257,819,809	55%	0
オーストリア	75-01	73,500,000	32,260,988	41,239,013	44%	4,000,000
	75-02	5,000,000	2,194,455	2,805,545	44%	0
スペイン	6961.1	642,917,688	404,482,861	238,434,827	63%	35,973,486
	6961.2	19,021,706	10,142,200	8,879,506	53%	3,378,295
	6962	2,540,000	635,000	1,905,000	25%	0

世代交代を支えるための各種施策

- 本事業におけるヒアリングを踏まえ、世代交代の促進に寄与し得る要素を下表のとおり整理した。

要素	要素の説明	世代交代への寄与	対象	家族内承継	第三者承継
農業のイメージ	農業が生計を立てられる職業、魅力のある職業と認識されている	農業が青年の進路の選択肢に入るための前提条件となる	後継者	○	○
地域インフラ・兼業の機会	医療、教育、交通、インターネット等が一定水準で確保されている	地域で結婚・子育てを行える生活環境が整うことで、担い手の定着に繋がる	後継者	○	○
教育	農業専門学校やマイスター課程で、栽培技術に加えて経営や継承についても学び、自分の目指す農業像をよく考える	教員の助言を得ながら自身の経営方針を練ったり、親子で対話を深めたりすることで、円滑な承継と経営の持続性向上に繋がる	後継者	○	○
事前相談	世代交代の数年前から、親子の相談に乗ったり、手続きに関する整理や支援を行ったりする	親子間での合意形成を促したり、事務手続きの支援を行ったりすることで、計画的で円滑な世代交代につながる	譲渡者 後継者	○	○
農業者ネットワーク	地域の同世代の農業者等とつながり、相談・協力できる関係がある	孤立せず、支え合える環境が定着につながる	後継者	○	○
相続・贈与税	農地承継時の税負担を軽減する設計になっている	親子での承継を促進する。税負担を理由に世代交代が滞る事態を避ける	後継者	○	
土地へのアクセスの促進	農地のマッチング等の仕組みにより継ぎ手のない農地が第三者に引継がれる	新規参入や第三者の継承・参入を促す	譲渡者 後継者		○
年金	十分な年金を受給できる	老後の生活基盤が確保されることで、次世代に農場を引き継ぎやすくなる	譲渡者	○	○
青年農業者向け補助金	就農時の金銭的な負担を軽減できる	事業を維持・発展させるための金銭的な後押しになる。設備等への投資を促す	後継者	○	○
収入の多角化	兼業（農家民宿含む）、直販、加工等を組み合わせる、兼業の機会がある	収入が安定し、農業が継続されやすくなる（特に小規模農家）	後継者	○	○
一子相続	農場を一人の後継者に相続させる制度・文化	農地が細分化されないため、長期的な（何世代にもわたる）経営継続に資する	後継者	○	

【参考】ヒアリング結果の国別比較

- 現地調査でのヒアリングをもとに、農業の世代交代に関連する要素について、以下に整理した。

	オーストリア・チロル州	ドイツ・バイエルン州	スペイン・アルメリア県	フランス・グランエスト地域圏
農業のイメージ	文化的景観、風物詩を維持するためにも重要との認識	（特段の議論はなかったが、悪くはないと思われる）	仕事がきつく収入も不安定なイメージ。高収益な温室の地主であればこの限りではない	稼げない・環境負荷が高いといった否定的イメージと、自然回帰・環境志向の二極化
親の職業を継ぐ文化	強い	強い	収益性による	やや強い
地域インフラ	国の理念もあり、地方でも医療、教育、インターネット等のインフラが整備されている。	地方でも、医療、教育、インターネット等のインフラが整備されている。	産業や投資が少ない傾向	（特段の議論なし）
兼業の機会	兼業農家が多い	兼業農家が多い	兼業農家は少ない	兼業農家が多い
教育	農業専門学校+マイスター課程（任意）	農業専門学校+マイスター課程（任意）	農業職業訓練校	農業高校+BTS課程（任意）
事前相談	農業会議所等への早期相談を推奨	農業会議所等への早期相談（3～4年前）を推奨	（特段の議論なし）	農業会議所等への早期相談（5～10年前）を推奨
年金	家族単位での加入 農業は前倒しで60歳から受給可能。 拠出の負担は重い、一定の生活を送れる金額を受給	多くはないが、一定程度の金額を受給	拠出の負担が重く、過去には夫のみの加入も散見された（受給額は夫婦にとっては不十分）	拠出の負担が重い 2023年から年金受給者が直接支払の対象外となったため、多くの兼業農家が大量に農業を引退
相続・贈与税	農地の評価額が収益に基づいて決まるため、税負担が低い	農地の評価額が収益に基づいて決まるため、税負担が低い	農地に対する優遇措置なし。生前贈与よりも死後相続が有利。	用益権留保付贈与により節税
土地へのアクセスの促進	（特段の議論なし）	（特段の議論なし）	（特段の議論なし）	SAFERが市場価格を低めに誘導
青年農業者向け補助金	CIS-YF, INSTAL, 投資支援	CIS-YF, 投資支援	CIS-YF, INSTAL	CIS-YF, INSTAL, 投資支援、従業員等の給与補助
農業者ネットワーク	地域コミュニティが強固	農業学校の仲間との繋がり、農業会議所のネットワーク	（特段の議論なし）	農業高校を起点とした連携体制がある。横の繋がりも強化

(出所) ヒアリングより作成

4.主要国の新規就農者・農業後継者確保・育成政策

- (1) EU新規就農者・農業後継者確保・育成政策の概要 …p.228
- (2) ドイツ …p.239**
- (3) フランス …p.246
- (4) オーストリア …p.257
- (5) ポーランド …p.264
- (6) スペイン …p.269
- (7) 次期CAPにおける世代交代の位置づけ …p.280


ドイツにおける新規就農者・農業後継者確保・育成政策の概要

- ドイツでは、現行CAPにおける新規就農者・農業後継者確保・育成政策として、CIS-YF（施策番号DZ-0301）とINSTAL（施策番号EL-0501）が実施されている。
- 各年の予算配分は以下に示すとおりである。

施策の背景・ねらい

- ドイツでは農業経営体数及び農業者数の減少が続いており、後継者確保に課題がある。
 - ▶ 45歳以上の農業事業者のうち、約60%は確実な後継者が確保されていない。
- 若手は、承継・創業後初期に費用負担が大きく所得が不十分になりやすいため、補完的青年農業者所得支持（CIS-YF）が必要である。
- 上記に加え、農地へのアクセス改善にも繋がるよう、INSTALを実施する。

各年の予算配分

施策	施策番号	介入名	予算							総額 (€)
			2023年 (€)	2024年 (€)	2025年 (€)	2026年 (€)	2027年 (€)	2028年 (€)	2029年 (€)	
CIS-YF	DZ-0301	補完的青年農業者所得支持		147,470,864	147,470,864	147,470,864	147,470,864	147,470,864	147,470,864	737,354,320
INSTAL	EL-0501	青年農家へのスタートアップ支援	1,091,412	5,185,850	6,345,000	7,885,000	7,403,000	4,503,000	2,499,758	34,913,020


CIS-YFの受給要件

- ドイツのCIS-YFの受給要件等については、CAP-Strategic Plan for the Federal Republic of Germanyの「DZ-0301 補完的青年農業者所得支持」にて定められている

項目	EU 2021/2115の規定		ドイツのCAP戦略計画 DZ-0301
対象地域	各国が決定		ドイツ全土
対象者	青年農業者	年齢の上限は35歳から40歳の間	初回申請年に40歳以下
		保有責任者（Head of holding）	現役農業者であること 法人の場合は経営権を持つ人物が年齢・就任要件を満たすこと
		適切な訓練または必要なスキル	以下のいずれかを満たしていること <ul style="list-style-type: none"> 農業分野の国家認定職業訓練を修了 農業経済分野の学位取得 300時間以上の農業教育プログラムの修了 週15時間以上、2年以上の労働契約に基づく農業従事経験または健康保険加入の家族従業員としての農業従事経験
	新たに農業を開始	農業経営者になるのが初めてであること かつ 開始（設立）または農場引継ぎから5年以内であること	
受給期間	申請の提出年を起算年として最長5年間		最初の申請日から最長5年間 <移行措置> <ul style="list-style-type: none"> 2015～2022年の旧制度で支援を受けていた人は、残りの期間について新制度で申請可能 新制度の支給額・面積上限が適用される 2023年以降の職業資格要件は免除
受給方法	ヘクタールあたりの年次分割受給、または青年農業者あたりの一括受給。		ヘクタールあたりの年次分割受給
給付予定額	各国が決定		ヘクタールあたり約134ユーロ（2025年度） 最大120ヘクタールまで対象


INSTAL施策の概要

- ドイツのINSTALの受給要件等については、CAP-Strategic Plan for the Federal Republic of Germanyの「EL-0501 青年農家へのスタートアップ支援」にて定められている
- INSTALの基本的な枠組みは国によって定められているものの、対象者の要件や受給方法の詳細は地域ごとに決定されている

EL-0501 青年農家へのスタートアップ支援

項目	EU 2021/2115の規定	ドイツのCAP戦略計画 EL-0501
対象地域	各国が決定	ブランデンブルク州、ラインラント・プファルツ州、ザクセン州、ザクセン・アンハルト州、 テューリンゲン州
支援の対象	(a) 青年農業者の立ち上げ (b) 農林業関連事業の立ち上げ、非農業活動による農家所得の多様化 (c) 地方開発戦略に関連する、農村部における非農業活動の事業立ち上げ	(a) ①若手農家への定着支援：2014～2022年以降に定着した若手農家に支給 ②若手農業者のための起業支援：家族内外で農場を設立、購入、または引き継ぐ若手農業者
要件	事業計画の提出	<ul style="list-style-type: none"> ● 事業計画書の提出。計画書の内容の要件は州ごとに決定される。 ● また、農場規模（家畜の頭数、生産量等）に関する基準等も州ごとに決定される。 ● さらに①の場合、2014～2022年度の資金提供期間中に既に資金が交付／承認が条件となる
支給方法	一時金若しくは金融商品又はその両方の組み合わせにより支援を行う（最大額は100,000ユーロ）。	<ul style="list-style-type: none"> ● 最大10万ユーロの定額で支給される。 ● 分割支払の方法は州によって異なる


【参考】ドイツにおけるその他の世代交代施策

No	分類	施策名（原文）	施策名（和訳）	説明
1	01. 土地へのアクセスの促進	Organic Soil Cooperative (BioBoden Genossenschaft)	有機土壌協同組合 (BioBoden Genossenschaft)	2024年以来、有機土壌協同組合は民間部門で活動している。同社は寄付金で運営されており、その資金で土地を取得している。連合会は協同組合と連絡を取り、共同事業の可能性を探っている。
2	01. 土地へのアクセスの促進	Land utilisation and administration GmbH (BVVG) (Bodenverwertungs- und -verwaltungs GmbH)	土地利用管理会社 (BVVG) (Bodenverwertungs- und -verwaltungs GmbH)	連邦管轄の国有地を管理する機関。土地の売却を停止し、ポイント制の割り当てによるリースへ移行。若手農家や女性、新規参入者を優遇して農地取得の機会を向上させる。
3	01. 土地へのアクセスの促進	Priority for young farmers in Saxony-Anhalt	ザクセン=アンハルト州の若手農業者の優先事項	ザクセン=アンハルト州において、ポイント制を用いて若手農家を優遇し、土地の割り当てにおける面積ベースの支援を優先的に行う取り決め。州有企業やBVVGが関与。
4	02. 資金へのアクセスの促進	Nachfolgedarlehn (Subsequent loans) in Saxony-Anhalt	ザクセン=アンハルト州のNachfolgedarlehn (後続融資)	ザクセン=アンハルト州の若手農家向けの後継者支援ローン。市場金利と同水準であれば機能するが、国家補助金規制の課題もあり、事業多角化の方が低金利の恩恵を受けやすい。
5	02. 資金へのアクセスの促進	Agricultural pension bank (Landwirtschaftliche Rentenbank)	農業年金銀行 (Landwirtschaftliche Rentenbank)	農業者の年金や保険を担う金融機関。引退農家に収入を提供して事業承継を促す一方、41歳未満の若手農家への利子補給や投資融資、若手ネットワークの支援等も行う。
6	03. アドバイザリーシステムと教育サービスの強化	Organic Farming Mentoring Network (Mentoren-Netzwerk Ökolandbau)	有機農業指導ネットワーク (Mentoren-Netzwerk Ökolandbau)	困難な状況にある有機農業者や園芸家を支援し、助言やサポートを提供することを目的としたメンターネットワーク。
7	03. アドバイザリーシステムと教育サービスの強化	Advisory funding in Saxony-Anhalt	ザクセン=アンハルト州のアドバイザー・ファンディング	ザクセン=アンハルト州において、民間が組織・提供する農業助言サービスの費用を国の資金でカバーし、農家が専門的なアドバイスを受けやすくする支援制度。
8	06. 追加的な支援または給付金の検討	Farm constitution (Höfeordnung)	農場連邦法	ドイツ北部の相続法。農場の分割や相続争いを防ぐため、経営能力を持つ一人の相続人に単一の事業体として農場を引き継がせ、他の子供には補償金を支払う仕組み。
9	07. 若者の起業の促進	INCUBATOR	インキュベータ	農業年金銀行が全額出資で試験運用する、若手農家の起業支援インキュベーター。農業アイデアを持つ若者に実践の場を提供し、必要な支援の在り方を検証・評価する。


【参考】ドイツにおけるその他の世代交代施策

No	分類	施策名（原文）	施策名（和訳）	説明
10	07.若者の起業の促進	Internship allowance for the craft industry and green professions in Saxony-Anhalt	ザクセン＝アンハルト州の工芸産業と環境関連職業に対するインターンシップ手当	15歳以上の生徒を対象に、農業等の認定企業で最大4週間のインターンシップを行う際、週120ユーロの奨励金を支給。若者に農業への実践的な関心を持たせる国庫補助制度。
11	08.土地利用の促進または土地放棄の抑制	Land Pool (Flächenpool)	農地プール (Flächenpool)	引退農家等から土地を集め、若手農家にリースまたは購入の形で提供する。若手農家の農地アクセスを支援するため、12の連邦州で設立されている。
12	08.土地利用の促進または土地放棄の抑制	<i>Biobodengenossenschaft</i>	民間協同組合	寄付金を通じて農地を取得し、関連パートナーと継続的なコミュニケーションや連携を図りながら土地の利用と保全を進める民間協同組合。
13	08.土地利用の促進または土地放棄の抑制	Network of young farmers in Saxony-Anhalt	ザクセン＝アンハルト州の若手農業者ネットワーク	ザクセン＝アンハルト州の若手農家ネットワーク。共同イベントを通じて連帯感を育み、就農に必要な手順を示す実践的なチェックリスト（ガイド）の作成等も進めている。
14	09. 青年女性農家またはジェンダー平等の促進	Coaching programme for women	女性のためのコーチングプログラム	農業年金銀行による女性リーダー育成プログラム。最大1500ユーロの助成金でコーチングを提供し、農業での女性の管理職就任を促すが、法的・構造的な課題は残る。
15	10. その他	<i>Hofbörse (Farm Exchange)</i>	農場取引所	引退予定の農家と後継者候補を結びつけるオンラインの「農場取引所」。3つの連邦州で運営され、利用可能な農場の情報提供を通じて円滑な事業承継プロセスを支援する。
16	10. その他	Farm as a Place of Learning (Lernort Bauernhof)	学びの場としての農場	幼稚園児等を就学時間中に農場へ招き、農業に触れる機会を提供する早期教育の取り組み。連邦組織が支援し、毎年会議を開催して農業教育プログラムの普及・発展を図る。
17	10. その他	Networks and agricultural colleges	ネットワークと農業大学	技術知識や農地情報の交換を促す若手ネットワークと、農業への関心を喚起する農業専門学校。政策手段ではないが、次世代農家を支援する上で最も重要な手段と見なされている。


世代交代施策に関するヒアリング結果

	要素	ヒアリング要約
地域の現状	農業の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 酪農と畑作を組み合わせた経営体が多く、平均経営面積は36haであるが、10ha未満の小規模な経営体が全体の約半数を占める。 多くの農業者が兼業により農業外収入を確保している。 概ね40歳までには、親から子への事業承継が行われている。 近い将来に大規模な世代交代が見込まれている。
	世代交代の状況	<ul style="list-style-type: none"> 伝統的に子どもが親と同じ職業に就く慣習があり、承継は親子間で行われることがほとんどである。第三者による新規参入は極めて少ない。 バイエルン州では一子相続が基本である。兄弟での農地分割を禁止する法律はないが、税法上、分割すると税負担が増える仕組みになっている。 農業を継がない兄弟に対する補償額は、農業収益（収穫量）に基づく評価額を基準とすることが多いが、土地の市場価格が高い地域では、評価額と市場価格の間で調整されることもある。
世代交代に影響する要素	農業のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> （特段の議論なし）
	地域インフラ	<ul style="list-style-type: none"> 地方でも、医療、教育、インターネット等のインフラが整備されている。
	教育	<ul style="list-style-type: none"> 10年の義務教育修了後、農業専門学校に3年間通うことで、補助金の受給要件となる「ゲゼレ（見習い）」の資格を取得できる。農業学校は非常に人気が高い。 専門学校卒業後、マイスター課程に進む者も多い。農業経営者になるための2年間の課程であり、自身の農場の経営計画策定がカリキュラムの主軸となっている。農場の経営について考えたり、親と相談する良いきっかけとなっている。 バイエルン州では、農業のゲゼレ課程及びマイスター課程の授業料は無料である（農業以外は有料）。
	農業者ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> 農業学校の同級生との繋がりが卒業後も継続するほか、農業会議所のメールグループ等を通じたネットワークが存在する。
	相続・贈与税	<ul style="list-style-type: none"> 農地の評価額が市場価格ではなく農業収益に基づいて決まるため、家族内での贈与・相続における税負担がかなり低く抑えられている。
	土地へのアクセスの促進	<ul style="list-style-type: none"> （特段の議論なし）
	年金	<ul style="list-style-type: none"> 受給額は夫婦で800€程度で、多くはない。 以前は「農場の所有権を譲渡しないと年金を受給できない」というルールがあったが、2018年に違憲と判断された。
	青年農業者向け補助金	<ul style="list-style-type: none"> CIS-YF：134 €/ha×5年間（上限120 ha） INSTAL（定着支援）：バイエルン州では該当なし 投資：青年はポイントが加算され、採択されやすくなる。マイスターを取得しているとさらに加点される。
収入の多角化	<ul style="list-style-type: none"> 観光やその他の産業があり、多くの農業者が兼業をして農業外収入を確保している。 	

4.主要国の新規就農者・農業後継者確保・育成政策

- (1) EU新規就農者・農業後継者確保・育成政策の概要 …p.228
- (2) ドイツ …p.239
- (3) フランス …p.246**
- (4) オーストリア …p.257
- (5) ポーランド …p.264
- (6) スペイン …p.269
- (7) 次期CAPにおける世代交代の位置づけ …p.280

フランスにおける新規就農者・農業後継者確保・育成政策の概要

- フランスでは、現行CAPにおける新規就農者・農業後継者確保・育成政策として、CIS-YF（施策番号30.01）とINSTAL（施策番号75.01-75.05）が実施されている。
- 各年の予算配分は以下の表に示すとおりである。

施策の背景・ねらい

- 農業従事者の減少や高齢化が進行している。新規就農者の数が増加していない一方で、現在の農業者の約45%が今後10年以内に離農すると見込まれている。青年層にとっては農地価格の高さが大きな参入障壁となっている。
- 就農初期のキャッシュフローを支援する制度が就農成功率や世代交代の促進に重要である。
- また、農村地域の活性化につながる企業創出や、青年農業者の対象外となる40歳以上の新規就農者に対しても支援を行うもの。

各年の予算配分

施策	施策番号	介入名	予算							総額 (€)	
			2023年 (€)	2024年 (€)	2025年 (€)	2026年 (€)	2027年 (€)	2028年 (€)	2029年 (€)		
CIS-YF	30.01	補完的青年農業者所得支持	—	116,277,921	116,277,921	116,277,921	116,277,921	116,277,921	116,277,921	—	581,389,604
INSTAL	75.01	青年農家の定着支援	3,738,490	91,003,529	135,036,126	137,927,903	143,751,622	126,436,929	102,223,018		740,117,617
INSTAL	75.02	農村事業の承継・新規事業創出の支援	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	不明	2,674,020
INSTAL	75.03	農業分野での新規就農支援 - コルシカ	1,125,000	2,250,000	2,250,000	2,670,000	2,616,000	1,553,600			12,464,600
INSTAL	75.04	農業分野での新規就農支援 の収支（2014～2022年計画）	—	—	—	42,734,745	31,530,243	22,275,258	7,503,926		104,044,172
INSTAL	75.05	新規就農者支援	373,308	11,347,409	11,368,802	11,621,942	12,021,640	10,644,193	9,486,790		66,864,084


CIS-YFの概要

- フランスのCIS-YFの受給要件等については、Plan Stratégique National de la PAC 2023-2027の「30.01 青年農業者収入補完支援」にて定められている

項目	EU 2021/2115の規定		フランスのCAP戦略計画
対象地域	各国が決定		フランス本土およびコルシカ島
対象者	青年農業者	年齢の上限は35歳から40歳の間	初回申請日時点で40歳以下
		保有責任者（Head of holding）	現役農業者であること かつ 企業を基盤とする事業の場合、自営業農業者のための社会保障制度や同等の基準に基づき、労働災害および職業性疾患に対する保険に加入していること ...等
	適切な訓練または必要なスキル	以下のいずれかを満たしていること <ul style="list-style-type: none"> レベル4以上の農業関連資格（Bac pro、BPREAなど）を取得していること。 専門分野を問わず、レベル3以上の農業関連資格を取得し、かつ、過去3年間のうち24ヶ月以上農業生産分野における専門的活動の証明を提出すること。 過去5年間のうち40ヶ月以上、農業生産分野における専門的活動の証明を提出すること。 	
	新たに農業を開始		農業経営者になるのが初めてであること かつ 開始（設立）が5年以内であること
支給期間	申請の提出年を起算年として最長5年間		条件を満たしていれば、最長5年間
支給方法	ヘクタールあたりの年次分割支給、 または青年農業者あたりの一括支給		青年農業者あたりの一括支給
給付予定額	各国が決定		1農業者あたり4,469ユーロ/年 ただし、状況に応じて5%減～10%増の間で変動する可能性あり


INSTAL施策の概要

- INSTALの基本的な枠組みは国によって定められているものの、対象者の要件や支給方法の詳細は地域ごとに決定されている

75.01 青年農家の定着支援

項目	EU 2021/2115の規定	フランスのCAP戦略計画 75.01
対象地域	各国が決定	NAQ、OCC、NOR、BFC、BRE、SOUTH、AURA、REU、CVDL、PDL、GE、IDF、GUY、MAR、HDF、MAY、GUA
支援の対象	(a) 青年農業者の立ち上げ (b) 農林業関連事業の立ち上げ、非農業活動による農家所得の多様化 (c) 地方開発戦略に関連する、農村部における非農業活動の事業立ち上げ	(a) 青年農業者 <ul style="list-style-type: none"> 申請時に、EU規則第4条に定義された青年農業者の定義を満たす者 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 専門的経験のレベルは各地域が定義。地域が認めれば、プロジェクト中の取得も可。
支給要件	事業計画の提出	プロジェクトの実行可能性と持続可能性を記載した事業計画を提出すること。実行可能性と持続可能性の基準は、プロジェクトの種類、地域やセクターの特徴を考慮し、地域ごとに定義される。
支給方法	一時金若しくは金融商品又はその両方の組み合わせにより支援を行う（最大額は100,000ユーロ）。	受益者一人当たり100,000ユーロを上限とし、①②を組み合わせることができる ①補助金 <ul style="list-style-type: none"> 金額は地域ごとに定められる。一人あたり最低5,000ユーロ以上。 以下の区分によって、金額が調整される場合がある。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域の基準：山岳地帯、低地等 ✓ プロジェクトの基準：雇用を創出できる、環境に正の影響を与えることを目的としている、等 ✓ プロジェクトオーナーの基準：訓練/経験のレベル等 ②金融商品 <ul style="list-style-type: none"> 支援の方法は、地域ごとに定められる。


INSTAL施策の概要

75.02 農村事業の承継・新規事業創出の支援

項目	EU 2021/2115の規定	フランスのCAP戦略計画 75.02
対象地域	各国が決定	NAQ, GUY, NOR, MAR, GUA, SOUTH
支援の対象	(a) 青年農業者の立ち上げ (b) 農林業関連事業の立ち上げ、非農業活動による農家所得の多様化 (c) 地方開発戦略に関連する、農村部における非農業活動の事業立ち上げ	(b) 農林業関連事業の立ち上げ、非農業活動による農家所得の多様化 <ul style="list-style-type: none"> • 以下のいずれかに該当する個人または法人。なお、対象となる事業分野や条件の詳細は、各地域が定める。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 農業または林業に関連する企業の新たに設立・承継 ✓ 農業または林業に関連する新規事業の展開 ✓ 農業以外の事業を営むことによる収入多角化 ✓ 特定の要件を満たさない農業活動の開始 ✓ 農業活動・雇用協同組合等の協同組合で「起業家従業員」となること
支給要件	事業計画の提出	プロジェクトの実行可能性と持続可能性を記載した事業計画を提出すること。計画書には、事業内容、予想される技術・経済データ、法人形態（会社の場合は出資比率など）を含むこと。
支給方法	一時金若しくは金融商品又はその両方の組み合わせにより支援を行う（最大額は100,000ユーロ）。	受益者一人当たり100,000ユーロを上限とし、①②を組み合わせることができる ①補助金 <ul style="list-style-type: none"> • 金額は地域ごとに定められる。一人あたり最低2,000ユーロ以上。 • 以下の区分によって、金額が調整される場合がある。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域の基準：山岳地帯、低地等 ✓ プロジェクトの基準：雇用を創出できる、環境に正の影響を与えることを目的としている、等 ②金融商品 支援の方法は、地域ごとに定められる。


INSTAL施策の概要

75.03 農業施設の補助-コルシカ

項目	EU 2021/2115の規定	フランスのCAP戦略計画 75.03
対象地域	各国が決定	コルシカ島
支援の対象	(a) 青年農業者の立ち上げ (b) 農林業関連事業の立ち上げ、非農業活動による農家所得の多様化 (c) 地方開発戦略に関連する、農村部における非農業活動の事業立ち上げ	(a) 青年農業者 <ul style="list-style-type: none"> • EU規則2021/2115第4条およびNHP（Natural Handicap Payment）の「若手農業者」の定義を満たす自然人 • 以下のいずれかに該当する者 <ul style="list-style-type: none"> ✓ レベル4より上位の農業学位を取得。最長3年以内に取得することも可 ✓ レベル4の学位を取得し、かつインターンシップ6か月を完了 ✓ レベル4の学位を取得し、かつ技術基準に適合するプロジェクトにおいて経験を有する ✓ レベル4の学位かつ農業協力契約（CCPA）を申請前に実施、または事業期間中に研修モジュールを履修
支給要件	事業計画の提出	プロジェクトの実行可能性と持続可能性を記載した事業計画を提出すること。計画書には、事業内容、予想される技術・経済データ、法人形態（会社の場合は出資比率など）を含むこと。 専業農家(ATP)、段階的に専業農家を目指す者(AIP)、兼業農家(ATS)の区分を明記する必要あり
支給方法	一時金若しくは金融商品又はその両方の組み合わせにより支援を行う（最大額は100,000ユーロ）。	地域毎に設定された支援水準で一括計算 青年農業者あたりの年次分割受給 <ul style="list-style-type: none"> • ATP/AIP：基本額40,000ユーロ（最大75,000ユーロ） • ATS：基本額20,000ユーロ（最大37,500ユーロ） <ul style="list-style-type: none"> ✓ 初回支払い：事業開始の確認後（農業社会保険制度加入、農業者としての法的地位、農地の確保、会計事務所への登録） ✓ 中間支払い：研修・技術要件の一部達成後 ✓ 最終支払い：事業計画の完全実施後 ✓ BIOボーナス：中間支払い時に追加


INSTAL施策の概要

75.05 新規就農者支援

項目	EU 2021/2115の規定	フランスのCAP戦略計画 75.05
対象地域	各国が決定	NAQ, SOUTH, MAR, GUY, GE, NOR, MAY, OCC
支援の対象	(a) 青年農業者の立ち上げ (b) 農林業関連事業の立ち上げ、非農業活動による農家所得の多様化 (c) 地方開発戦略に関連する、農村部における非農業活動の事業立ち上げ	(b) 農林業関連事業の立ち上げ、非農業活動による農家所得の多様化 ①補助金対象 <ul style="list-style-type: none"> EU規則2021/2115第4条で定義される「新規就農者」で、これまでスタートアップ支援を受けたことがない自然人 現役農業者であり、以下の条件を満たす者も対象 <ul style="list-style-type: none"> ✓ MSA（農業社会保険）に主たる農業者または副業農業者として登録されていない ✓ 登録期間が5年未満 ②金融商品対象 <ul style="list-style-type: none"> 農業経営や農村企業の設立・継承を行うすべての法人・自然人
支給要件	事業計画の提出	プロジェクトの実行可能性と持続可能性を記載した事業計画を提出すること。計画書には、事業内容、予想される技術・経済データ、法人形態（会社の場合は出資比率など）を含むこと。
支給方法	一時金若しくは金融商品又はその両方の組み合わせにより支援を行う（最大額は100,000ユーロ）。	受益者一人当たり100,000ユーロを上限とし、①②を組み合わせることができる ①補助金 <ul style="list-style-type: none"> 金額は地域ごとに定められる。 以下の区分によって、金額が調整される場合がある。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 地域の基準：山岳地帯、低地等 ✓ プロジェクトの基準：雇用を創出できる、環境に正の影響を与えることを目的としている、等 ②金融商品 支援の方法は、地域ごとに定められる。


【参考】フランスにおける世代交代施策

No	分類	施策名(原文)	施策名(和訳)	説明
1	01. 土地へのアクセスの促進	SAFER - Société d'aménagement foncier et d'établissement rural	SAFER-土地開発・農村定住会社	農地の無秩序な拡大を防ぎ、新規就農者の定着を促進するために農地取引を規制する公的機関。農地市場を監視して物件を買い上げ、公共政策の目標に合致する候補者へ農地を配分する。
2	01. 土地へのアクセスの促進	Terre de Liens	土地のつながり	市民の出資(貯蓄)を利用して農地を取得し、環境保全型農業を実践する農家に貸し出す全国ネットワーク。新規就農者への研修や助言、土地を探す人と地主を繋ぐデジタル基盤等も提供する。
3	01. 土地へのアクセスの促進	Ferme en Vie	生きている農場	市民の投資資金で農場を購入し、新規就農希望者に「賃貸から所有へ」移行できる形式で提供する取り組み。多額の初期投資なしで就農を可能にし、デジタル基盤を通じた包括的支援も行う。
4	01. 土地へのアクセスの促進	Passeurs de Terre	大地の運び手たち	市民の貯蓄で農地を取得し、環境保全型農業を営む農家に長期的に安定した条件で貸し出す協同組合型の取り組み。農家、市民、パートナー組織が意思決定に参加する民主的なモデルが特徴。
5	02. 資金へのアクセスの促進	Initiative nationale pour l'agriculture française (INAF)	フランス農業のための国家イニシアティブ (INAF)	農業投資と世代交代を支援する金融メカニズム。国家資金等で新規融資の損失をカバーする保証を提供することで、銀行が新規就農者等に対してより有利な条件で融資を行えるようにする。
6	03. アドバイザリシステムと教育サービスの強化	Coopérative d'Installation en Agriculture Paysanne (CIAP)	農民農業施設協同組合 (CIAP)	非農家出身者等の小規模で持続可能な就農を支援する地域協同組合。財務的リスクなしで1シーズン農業を試せる「テストエリア」の提供や研修プログラム、法的・事務的なサポートを行う。
7	03. アドバイザリシステムと教育サービスの強化	Accompagnement à l'Installation-Transmission en Agriculture (AITA) programme	農業における設置-伝播 (AITA) 計画に付随するもの	新規就農者とリタイア予定の農家の双方に対し、市場調査や農場診断、研修などの助言サービスを資金支援する制度。引退する農家に早期の事業承継計画を促し、円滑な引き継ぎを実現する。
8	03. アドバイザリシステムと教育サービスの強化	France Services Agriculture (FSA)	フランス農業サービス (FSA)	2025年開始予定の若手農家向け総合相談窓口。農業会議所内に設置され、行政手続きに関する情報提供や個別支援、売却予定の農場診断などを行い、若手農家の円滑な就農プロセスを支える。
9	04. 税制・財政上の優遇措置の検討	Some instruments exist at the regional level and are specific to each region.	地域レベルの独自施策 (例: オー＝ド＝フランス地域圏)	地域圏レベルで実施されている税制優遇措置。青年農業者向け交付金 (DJA) の対象となる若手新規就農者に対し、5年間にわたり社会保険料などの負担軽減措置を提供する。
10	06. 追加的な支援または給付金の検討	Some instruments exist at the regional level and are specific to each region	地域レベルの独自施策 (例: オー＝ド＝フランス地域圏)	国の青年農業者向け交付金 (DJA) の受給要件を満たさない新規就農者を支援するため、一部の地域圏が独自に開発・提供している補完的な財政支援スキーム。
11	06. 追加的な支援または給付金の検討	Some instruments exist at the regional level and are specific to each region	地域レベルの独自施策 (例: ローヌ＝アルプ地域圏等)	建物改修や特定部門向けの地域補助金。また、地域の農業保証基金に支えられた低利子ローンも提供されているが、現在国による利子補給ローンは停止されており、地域独自での支援となる。

(出所) EU "CAPネットワーク" Assessment of generational renewal strategies across EU Member States" AnnexIIより作成


【参考】フランスにおける世代交代施策

No	分類	施策名（原文）	施策名（和訳）	説明
12	10. その他	Slasheurs-cueilleurs	パラレルワーカー	他産業で働きながら、本業を辞めずにパートタイムで農業に携わる「ハイブリッド型」の就農モデルを推進する協会。情報基盤や交流機会を通じ、多様な人材の新たな農業参入を促す。
13	10. その他	Territorial Food Projects (Projet Alimentaire Territorial) (PAT)	地域食糧プロジェクト (PAT)	持続可能でレジリエントな地域食料システムを構築する施策。地域の関係者が連携して農地管理や新規就農者の定着支援を実行し、農業プロジェクトの地域統合やコミュニティの強化を図る。
14	10. その他	CUMA (Coopérative d'utilisation de matériel Agricole – Agricultural Equipment Use Cooperative)	農機具利用協同組合	農業機械や設備の共同利用を促進する協同組合の発展を支援する施策。高額な機械へのアクセスにかかる初期投資コストを引き下げることによって、新規就農者の事業立ち上げと農業参入を容易にする。
15	10. その他	The new 2025 Agricultural Orientation Law	2025年の新農業指導法	世代交代と就農を立法化した新法。相談窓口の全国展開や若者への農業教育を強化する一方、環境問題に偏重しており、農地や資金へのアクセス確保の具体策が不足しているとの懸念もある。



世代交代施策に関するヒアリング結果

	要素	ヒアリング要約
地域の現状	農業の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 平地から山の麓にかけては、とうもろこし等の穀物やワイン用ブドウの生産が行われている。 中山間地域では主に酪農が行われており、直売、加工、民宿等と組み合わせることも多い。 近い将来に大規模な世代交代が見込まれている。
	世代交代の状況	<ul style="list-style-type: none"> 世代交代は、親の年金受給開始が契機となることが多い。 アルザス地域全体では、この5年間で農場数が約7%減少。離農者と新規就農者の比率は概ね2：1であり、世代交代は十分に進んでいるとは言い難い状況である。 農場の承継は、家族内が約8割、第三者が約2割である。ブドウ栽培や大規模穀物生産では家族内継承が多い。近年は非農家出身者が小規模な野菜栽培で就農する事例が増えているが、土地取得や継続性は課題となっている。 会社形態の農業経営体（GAEC*）が多く活用されており、親子間の家族内承継では、平均して28歳頃から持分移転を開始し、段階的に引き継ぎを進めるケースが一般的である。
世代交代に影響する要素	農業のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> 「農家は稼げない」「環境負荷が高い」といった否定的イメージはある。 その一方で、「自然回帰」「意味のある仕事」を求める社会的潮流の中で、環境負荷低減型の野菜栽培等に取り組む新規就農者も一定数みられる。
	地域インフラ	<ul style="list-style-type: none"> （特段の議論なし）
	教育	<ul style="list-style-type: none"> 農業高校に3年間通うことで、補助金の受給資格を取得できる。 高校卒業後に、BTSを取得するための、経営者育成課程が存在する。園芸コースでは半数以上がBTS課程に進学しており、BTS取得者のほぼ全員が就農している。 公立農業高校の学費は無料であるが、BTSは有料である。また、グラン・エスト地域圏の特別政策により、高校生の寮費は月1ユーロに抑えられている。食費は別途必要となるが、非常に安価である。
	農業者ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> 農業高校を起点に、農業会議所、GRETA、協同組合、銀行等が連携して農家を支える。卒業後は若手組織（JA）加入で横のつながりも強化される。
	相続・贈与税	<ul style="list-style-type: none"> 相続・資産移転の方法には、親の死亡時に一括相続する方法のほか、生前に親が子へ裸所有権（nue-propriété）を贈与し、親自身は用益権（usufruit）を保持したまま、親の死亡時に子が完全所有権を取得する方式がある。こうした裸所有権の分離贈与により、相続税・贈与税の軽減効果が期待される。 なお、親が70歳を超えると、裸所有権の評価額が高くなり税負担が増えるため、その前の生前贈与が望ましい（CGI art. 669）。

*GAEC（Groupement Agricole d'Exploitation en Commun）：複数の農業者が共同で経営を行うための法人形態。農業経営共同集団。

世代交代施策に関するヒアリング結果

要素	ヒアリング要約
土地へのアクセスの促進	<ul style="list-style-type: none"> フランスでは政府が農地価格に介入し、SAFER（農地公社）を通じて地価と地代を統制している。農地の市場価格を低めに誘導することで、第三者への継承や新規参入を促進している。 農業会議所がマッチング支援を実施し、新規就農を希望する人と、後継者を探している農家の双方に対して相談対応を行っている。 他方で、農場と住居がセットになっている物件が多く、売る側にとっても買う側にとっても負担になっているという課題がある。
年金	<ul style="list-style-type: none"> 農業者年金は拠出額に応じて給付額が決定されるが、十分に拠出できていない農家も多く、老後所得として必ずしも十分ではないとの声もある。 2023年から年金受給者が直接支払の対象外となったため、多くの兼業農家が大量に農業を引退し、経営体数が大幅に減った。
青年農業者向け補助金	<ul style="list-style-type: none"> CIS-YF：4,494 €×5年間（面積によらない） INSTAL（定着支援）：最大100,000€。本地域では、INSTALの予算を活用し、41~50歳（青年に該当しない）の新規就農者向けの補助金も用意されている（INSTAL75.02） 投資：CAPの施策と地域圏のものがある 従業員や共同経営者を迎え入れる際の給与の一部を補助（地域圏独自）
収入の多角化	<ul style="list-style-type: none"> 中山間の酪農では、チーズ等の加工、農場直売（AMAP）、農家レストラン、民宿等と組み合わせることが多い。

4.主要国の新規就農者・農業後継者確保・育成政策

- (1) EU新規就農者・農業後継者確保・育成政策の概要 …p.228
- (2) ドイツ …p.239
- (3) フランス …p.246
- (4) オーストリア …p.257
- (5) ポーランド …p.264
- (6) スペイン …p.269
- (7) 次期CAPにおける世代交代の位置づけ …p.280

オーストリアにおける新規就農者・農業後継者確保・育成政策の概要

- オーストリアでは、現行CAPにおける新規就農者・農業後継者確保・育成政策として、CIS-YF（施策番号30-01）とINSTAL（施策番号75-01~75-02）が実施されている。各年の予算配分は以下の表に示すとおりである。
- CIS-YFの支給要件や支給内容等はオーストリア全土で統一されている。他方、INSTALについては、基本的な枠組みは国によって定められているものの、対象者の要件や支給金額等の詳細は地域ごとに決定されている。

施策の背景・ねらい

- オーストリアの40歳未満の若手農業者の割合は22.2%であり、EU27か国平均（10.7%）の約2倍と高水準であるが、初めて農業経営を開始することは支援されるべき大きな挑戦であり、オーストリア農業全体および各農場の戦略的発展に向けた不可欠なプロセスである。
- 若手農業者向け起業プレミアムは、農業開始時の経済的負担を軽減し、農業経営の立ち上げと存続、さらに適切な資格の取得や農場の戦略的方向性の確立を促進することを目的としている。

各年の予算配分

施策	施策番号	介入名	予算							総額 (€)
			2023年 (€)	2024年 (€)	2025年 (€)	2026年 (€)	2027年 (€)	2028年 (€)	2029年 (€)	
CIS-YF	30-01	補完的青年農業者所得支持	14,229,219	14,229,219	14,229,219	14,229,219	14,229,219			71,146,095
INSTAL	75-01	青年農家の立ち上げ支援	8,203,052	10,626,365	11,256,033	14,013,373	14,687,021	7,651,192	7,002,965	73,500,000
INSTAL	75-02	農村部の付加価値のある革新的な中小企業の創出と発展を支援	395,833	895,833	1,000,000	1,000,000	1,000,000	604,167	104,167	5,000,000


CIS-YFの受給要件

- オーストリアのCIS-YFの支給要件等については、GAP-Strategieplan Österreich 2023–2027の「30.01補完的青年農業者所得支持」にて定められている

項目	EU 2021/2115の規定		オーストリア
対象地域	各国が決定		オーストリア全土
対象者	青年農業者	年齢の上限は35歳から40歳の間	初回申請日時点で40歳以下
		保有責任者（Head of holding）	現役農業者であること
	適切な訓練または必要なスキル	事業の経営に適した熟練労働者試験、関連する高等教育、または関連する大学の学位の証拠を提出すること。申請時に提出できない場合は、設立から2年以内に提出することで対象となる。（資金提供申請者の要求により、この期間を1年間延長） 特定の研修コースへの参加は、総費用の66%を支援。	
	新たに農業を開始	農業経営者になるのが初めてであること かつ 開始（設立）が5年以内であること なお、農場の最低面積は1.5 haとする	
支給期間	申請の提出年を起算年として最長5年間		最長5年
支給方法	ヘクタールあたりの年次分割支給、 または青年農業者あたりの一括支給		ヘクタールあたりの年次分割支給（最大40ヘクタール）
給付予定額	各国が決定		約66ユーロ/ha 収支記録保持ボーナス 4,000ユーロ（1回のみ）


INSTAL施策の概要

- オーストリアのINSTALの受給要件等については、GAP-Strategieplan Österreich 2023–2027の75-01, 75-02にて定められている

75-01 青年農家の立ち上げ支援

項目	EU 2021/2115の規定	オーストリアのCAP戦略計画 75-01
対象地域	各国が決定	オーストリア全土
支援の対象	(a) 青年農業者の立ち上げ (b) 農林業関連事業の立ち上げ、非農業活動による農家所得の多様化 (c) 地方開発戦略に関連する、農村部における非農業活動の事業立ち上げ	(a) 青年農業者の立ち上げ 農業活動を開始する年に40歳以下で、必要な専門資格を有すること。また、以下の2点を満たすこと。 <ul style="list-style-type: none"> 農地面積が3ヘクタール以上であること（例外あり） 事業ごとの労働需要が目標年度以降0.5 bAk（事業に必要な労働力）以上であること、または目標年度以降事業の標準生産高が少なくとも8,000ユーロ以上であること
支給要件	事業計画の提出	<ul style="list-style-type: none"> 以下の内容を含む事業計画書の提出。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 農場の初期状況の説明。特に運営および労務管理に関する初期状況の計算と分析 ✓ 農場の開発戦略（今後5～10年間の目標と開発機会を含む） ✓ 計画されている投資の説明（該当する場合） ✓ 計画されている農場の方向性の計算と評価 ✓ 計画されている具体的なマイルストーンと目標を概説した行動計画とプロセス計画
支給方法	一時金若しくは金融商品又はその両方の組み合わせにより支援を行う（最大額は100,000ユーロ）。	<ul style="list-style-type: none"> 最大額は15,000ユーロ。内訳は以下のとおり <ul style="list-style-type: none"> ✓ 基本額 3,500ユーロ ✓ 所有権移転報酬 2,500ユーロ ✓ マスター試験/高等教育修了報酬 5,000ユーロ ✓ 事業全体の記録（最低3年間）管理報酬 4,000ユーロ


INSTAL施策の概要

75-02 農村部の付加価値のある革新的な中小企業の創出と発展を支援

項目	EU 2021/2115の規定	オーストリアのCAP戦略計画 75-02
対象地域	各国が決定	オーストリア全土
支援の対象	(a) 青年農業者の立ち上げ (b) 農林業関連事業の立ち上げ、非農業活動による農家所得の多様化 (c) 地方開発戦略に関連する、農村部における非農業活動の事業立ち上げ	(b) 農林業関連事業の立ち上げ、非農業活動による農家所得の多様化 (c) 地方開発戦略に関連する、農村部における非農業活動の事業立ち上げ <ul style="list-style-type: none"> • 設立から5年以内の零細企業または中小企業。 • 投資場所および企業の登記事務所が農村地域に該当すること。 • プロジェクトの内容が、会社が所在する地域にとって経済的付加価値をもたらすものであり、地域開発戦略（例：LEADER）の対象になっていること。
支給要件	事業計画の提出	<ul style="list-style-type: none"> • 以下の内容を含む事業計画書の提出。 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 顧客の課題／初期状況、または特定された市場ニーズ ✓ ソリューションの枠組みにおける投資プロジェクトの説明 ✓ 地域に関連のある革新的な技術ソリューション ✓ 計画されているマーケティングおよび販売施策、今後数年間の売上高予測 等
支給方法	一時金若しくは金融商品又はその両方の組み合わせにより支援を行う（最大額は100,000ユーロ）。	<ul style="list-style-type: none"> • 50,000ユーロから200,000ユーロ


【参考】オーストリアにおける世代交代施策

No	分類	施策名（原文）	施策名（和訳）	説明
1	01. 土地へのアクセスの促進	Land transfer laws	土地譲渡法	農業用土地の取得を規制し、投機を防止して実際の耕作者へ土地を確保する法律。家族内での農場継承を優遇するため農家出身の若手には有利だが、新規参入者には土地取得の壁となる。
2	02. 資金へのアクセスの促進	Support for over-indebted farmers and young farmers in the form of consolidation loans	債務超過農家・若手農家への統合融資による支援	農業を引き継ぐ40歳未満の若手農家等を対象に、国と州が提供する利子補給制度。事業の財務状況を安定させることで次世代への円滑な事業承継を支援する。年間約30件の利用実績がある。
3	02. 資金へのアクセスの促進	Agricultural investment loan (AIK)	農業投資ローン (AIK)	農林業の競争力や持続可能性を向上させる設備投資等を支援する低利子ローン制度。若手農家にはより低い金利や長い返済期間等の優遇措置があり、毎年約1,500の農家が支援を受ける。
4	03. アドバイザリーシステムと教育サービスの強化	Agricultural and forestry education system and universities	農林業教育制度と大学	農場の引き継ぎを促進するため、全国91の農業学校や技術専門学校、2つの大学等で熟練労働者やマイスター向けの教育を提供。農業会議所等も非公式な農業教育の窓口として機能する。
5	04. 税制・財政上の優遇措置の検討	Tax conditions	課税条件	家族内の農場承継を促進する税制優遇措置。相続・贈与税が基本非課税であることに加え、家族間移転時の不動産取得税も低い基準額の2%に軽減され、税負担と事務手続きを大幅に削減する。
6	04. 税制・財政上の優遇措置の検討	Pension law	恩給法	農場を譲渡する側の経済的安定を保障するための年金制度（農民社会保険法）。老齢年金、長期保険期間による早期老齢年金、重労働年金、障害年金など譲渡者の状況に応じた形態を提供。
7	04. 税制・財政上の優遇措置の検討	Social security law	社会保障法	若手農家による農場引き継ぎを容易にするための社会保障制度。自営業者向け社会保険において、引き継ぎ後の最初の数年間は若手農家の社会保険料負担が軽減され、各種補助等も提供される。
8	04. 税制・財政上の優遇措置の検討	Inheritance rules	継承ルール	農場の分割を防ぎ、単一の事業体として維持する相続規定。遺言がなくても農業に従事する子が優先的に引き継げる。他の相続人への補償額は市場価格より低く抑えられ、農場の存続を保護する。
9	10. その他	Initiatives for communication, awareness-raising and strategy development with regard to farm succession	農業継承に関するコミュニケーション、意識向上及び戦略策定のためのイニシアティブ	農業省や農業会議所、青年組織が主導する事業承継に関する啓発活動。情報キャンペーンや戦略策定のほか、SNSを活用した若手農家（ファームフルエンサー）が農業の魅力を発信している。
10	10. その他	Perspective Agriculture Association (Verein Perspektive Landwirtschaft)	遠近農業協会 (Verein Perspektive Landwirtschaft)	家族外からの新規就農者を支援する協会の取り組み。農業に未来を見出す人々に対し、デジタルおよび対面での交流の場や農場マッチングプラットフォームを提供し、年約300人を支援する。


世代交代施策に関するヒアリング結果（オーストリア・チロル州）

地域の現状	農業の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 多くは小規模な酪農農家である。兼業農家が多い。
	世代交代の状況	<ul style="list-style-type: none"> 伝統的に子どもが親と同じ職業に就く慣習があり、承継は親子間で行われることがほとんどである。第三者による新規参入は極めて少ない。継承時の平均年齢は26.7歳である。若くして農業経営を引き継いだ者は積極的に投資意欲を行う傾向にあり、経営効率の向上にも繋がっている。 チロル州では、農場法により、農地の分割相続は禁止されている。また、チロル土地取引法により、農業者以外による農地取得が厳しく制限されている。
世代交代に影響する要素	農業のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> 高山放牧地（アルム）での放牧はチロルの夏の風物詩であり、文化的景観を維持する上で農業の重要性が広く認識されている。 農業は代々引き継ぐものだという社会的な意識が強く、継承を望まない子どもには心理的負荷となる場合がある。
	地域インフラ	<ul style="list-style-type: none"> 歴史的に都市への一極集中ではなく地方分権が進んでおり、農村地域にも経済活動が分散している。 国としても、農村も都市並みの生活水準を確保できるようにすべきだという強い理念を掲げており、農村部であっても産業や生活インフラが十分に整備されている。都市部と農村部での所得格差はほとんどない。
	教育	<ul style="list-style-type: none"> 義務教育修了後、農業専門学校に3年間通うことで補助金の受給要件となる資格を取得できる。また、農業以外の専門分野（手工業、栄養学等）の資格も同時に取得することが可能である。 その後、農業経営者向けの教育を受けられる2年間のマイスター課程に進む者も多い。 学費の一部には補助が出る。
	農業者ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> 農家同士の強固なネットワークが構築されており、町を越えた交流も活発である。 レクリエーションや村の課題解決、祭りでの出店などのイベントが開催されており、若者にとっては異性との出会いも参加のモチベーションとなっている。 その他、農業学校の同窓会や農業会議所のネットワークも存在する。
	相続・贈与税	<ul style="list-style-type: none"> 農地の評価額が市場価格ではなく農業収益に基づいて決まるため、家族内での贈与・相続における税負担がかなり低く抑えられている。
	土地へのアクセスの促進	<ul style="list-style-type: none"> （特段の議論なし）
	年金	<ul style="list-style-type: none"> 年金の受給開始年齢について、一般的には65歳であるが、農業者は特例として60歳から受給可能である。 また、個人単位ではなく「家族単位」で年金に加入する点もオーストリアの大きな特徴である。 専業農家の場合は生産量に応じて受給額が変動し、一定基準以下の場合は国からの上乗せ補助がある。抛出の負担は重い。受給額は多くはないが、一定程度の安定した生活を送ることは可能。
	青年農業者向け補助金	<ul style="list-style-type: none"> CIS-YF：66 €/ha×5年間（上限40 ha） INSTAL（定着支援）：最大15,000€ 投資：青年は補助率5%増
収入の多角化	<ul style="list-style-type: none"> 建築関係や観光等との兼業が多い。 	

4.主要国の新規就農者・農業後継者確保・育成政策

- (1) EU新規就農者・農業後継者確保・育成政策の概要 …p.228
- (2) ドイツ …p.239
- (3) フランス …p.246
- (4) オーストリア …p.257
- (5) ポーランド …p.264**
- (6) スペイン …p.269
- (7) 次期CAPにおける世代交代の位置づけ …p.280

ポーランドにおける新規就農者・農業後継者確保・育成政策の概要

- ポーランドでは、現行CAPにおける新規就農者・農業後継者確保・育成政策として、CIS-YF（施策番号I 3）とINSTAL（施策番号I 11）が実施されている。
- 各年の予算配分は以下の表に示すとおりである。

施策の背景・ねらい

- 2020年時点の農業経営者の平均年齢は50.7歳であり、この10年間で約3歳上昇。
- EU諸国と同様、ポーランドにおいても若・中年層の農業経営者が減少し、高齢層が増加しており、こうした高齢化と担い手不足が農業の継続性に大きな課題を生じさせている。
- 青年農業者に対し、安定的な所得の一部を構成し、農業の開始または継続を促すインセンティブとなるとともに、農業経営の実施を容易にする役割を果たすことが重要

各年の予算配分

施策	施策番号	介入名	予算							総額 (€)
			2023年 (€)	2024年 (€)	2025年 (€)	2026年 (€)	2027年 (€)	2028年 (€)	2029年 (€)	
CIS-YF	I 3	補完的 青年農業者所得 支持		39,321,014	40,003,821	35,444,815	31,750,372	31,524,386		178,044,410
INSTAL	I 11	青年農家への ボーナス		89,870,841	96,162,976	111,533,762	114,589,941	114,859,605	49,915,784	572,932,909


CIS-YFの受給要件

- ポーランドのCIS-YFの受給要件については、Plan Strategiczny dla Wspólnej Polityki Rolnej na lata 2023-2027の「I3補完的的青年農業者所得支持」にて定められている

項目	EU 2021/2115の規定		ポーランドのCAP戦略計画 I 3
対象地域	各国が決定		ポーランド全土
対象者	青年農業者	年齢の上限は35歳から40歳の間	初回申請日時点で40歳未満
		保有責任者（Head of holding）	現役農業者であること 持続可能性のためのベーシックインカム支援が支給されている土地を所有していること
	適切な訓練または必要なスキル	学校法に基づく専門教育を受けていること。申請年の9月20日までに完了していれば対象となる。 または 3年間の実務経験があること。実務経験とは、申請提出日までの期間に農業従事者または世帯員として農業社会保険に全額加入していた、または雇用契約に基づいて農業生産に関連する職種で農場に雇用されていた期間とみなされる。	
	新たに農業を開始	農業経営者になるのが初めてであること かつ 開始（設立）が5年以内であること	
支給期間	申請の提出年を起算年として最長5年間		最長5年、2027年まで支給
支給方法	ヘクタールあたりの年次分割支給、 または青年農業者あたりの一括支給		ヘクタールあたりの年次分割支給
給付予定額	各国が決定）		約61ユーロ/ha（最大約67ユーロ/ha）


INSTAL施策の概要

- ポーランドのINSTALの受給要件については、Plan Strategiczny dla Wspólnej Polityki Rolnej na lata 2023-2027のI 11. 青年農家へのボーナス」にて定められている

I 11. 青年農家へのボーナス

項目	EU 2021/2115の規定	ポーランドのCAP戦略計画 I 11
対象地域	各国が決定	ポーランド全土
支援の対象	(a) 青年農業者の立ち上げ (b) 農林業関連事業の立ち上げ、非農業活動による農家所得の多様化 (c) 地方開発戦略に関連する、農村部における非農業活動の事業立ち上げ	(a) 青年農業者 <ul style="list-style-type: none"> • 18歳以上40歳以下 • 農業経営開始が「申請前24か月以内」、または未開始 • 農業生産者の識別番号登録済 • 管理者として農場で農業活動を行うための適切な専門的資格または技能を有する、またはそれらを補完すること。ただし、職務経験は除く。補完は、最初の支援金の支払い日から3年以内に完了し、資格（教育）の補完開始は、支援決定日から遅くとも12か月以内に行うこと
支給要件	事業計画の提出	提案募集規則に定められた条件を満たす事業計画を提出し、契約の締結日に関係なく、初年度から3暦年を超えない期間内にこの事業計画を実行することを約束すること
支給方法	一時金若しくは金融商品又はその両方の組み合わせにより支援を行う（最大額は100,000ユーロ）。	<ul style="list-style-type: none"> • 20万ズウォティの一時金（ボーナス）の形で、2回に分けて付与 <ol style="list-style-type: none"> a) 最初に援助額の70%（14万ズウォティ） b) 2回目に援助額の30%（60,000ズウォティ）


【参考】ポーランドにおける世代交代施策

No	分類	施策名（原文）	施策名（和訳）	説明
1	01. 土地へのアクセスの促進	Loan with partial repayment of capital for the purchase of agricultural land by young farmers	若手農業者の農地取得資金の一部返済付き融資	若手農家による農地購入を支援する、資本の一部返済免除付きローン制度。融資の返済負担を軽減することで参入障壁を下げ、若手農家の資金と農地へのアクセスを改善する。
2	01. 土地へのアクセスの促進	Loan for the purchase of agricultural land	農地購入資金の貸付	全農家を対象とした、資本の一部返済免除を伴う農地購入ローン制度。若手農家にはさらに優遇された支援水準が適用され、就農初期の財務的圧力を緩和し農地取得を促す。

4.主要国の新規就農者・農業後継者確保・育成政策

- (1) EU新規就農者・農業後継者確保・育成政策の概要 …p.228
- (2) ドイツ …p.239
- (3) フランス …p.246
- (4) オーストリア …p.257
- (5) ポーランド …p.264
- (6) スペイン …p.269**
- (7) 次期CAPにおける世代交代の位置づけ …p.280


スペインにおける新規就農者・農業後継者確保・育成政策の概要

- スペインでは、現行CAPにおける新規就農者・農業後継者確保・育成政策として、CIS-YF（施策番号1 PD 30 00 18 01 V1）と INSTAL（施策番号6961~6962）が実施されている。
- 各年の予算配分は以下の表に示すとおりである。

施策の背景・ねらい

- 農業従事者の高齢化が進み平均年齢は52歳に達し、2010～2016年には農業者数が毎年1.1%減少するなど担い手不足が深刻化。
- 新規就農者は事業初期に十分な収益を得にくく、経済的負担が特に大きい。地域や生産内容によって収益性には大きな差があり、また女性農業者は男性農業者と比較して約15%収益性が低いという調査結果がある。
- こうした背景を踏まえ、地域・生産内容・性別に応じたの単価調整を行いながら、初期収入を補う支援が行われている。また、農業・林業関連の新たな農村ビジネスや所得多様化を後押しし、雇用創出や農村地域の人口定着、世代交代を促す施策も進められている。

各年の予算配分

施策	施策番号	介入名	予算							総額 (€)
			2023年 (€)	2024年 (€)	2025年 (€)	2026年 (€)	2027年 (€)	2028年 (€)	2029年 (€)	
CIS-YF	1 PD 30 00 18 01 V1	青年農家への補完的な所得支援		96,303,783	96,499,775	96,595,766	96,741,758	96,741,758		482,832,840
INSTAL	6961.1	青年農家の設立		30,350,315	126,264,896	173,797,532	152,500,307	91,457,408	68,547,230	642,917,688
INSTAL	6961.2	新規農家の設立		917,674	4,888,824	3,853,059	5,316,393	2,591,394	1,454,360	19,021,706
INSTAL	6962	農林業に関連した農村ビジネスの立ち上げ、または農家世帯の所得多様化、農業以外の新たなビジネス活動			540,000	500,000	500,000	500,000	500,000	2,540,000


CIS-YFの受給要件

- スペインのCIS-YFの受給要件については、ES - Plan estratégico de la PAC de Españaの「1 PD 30 00 18 01 V1 青年農業者収入補完支援」にて定められている

項目	EU 2021/2115の規定		スペインのCAP戦略計画 1 PD 30 00 18 01 V1
対象地域	各国が決定		スペイン全土（カナリア諸島以外）
対象者	青年農業者	年齢の上限は35歳から40歳の間	申請年に41歳未満
		保有責任者（Head of holding）	現役農業者であること かつ 農業活動の社会保障制度に登録されていること なお、協同組合や共有所有の農場で青年農業者が構成員である場合、個別に支援額を算定する
	適切な訓練または必要なスキル	所定の150時間の研修を受けていること。設立日から36ヶ月以内に完了すれば対象となる。	
	新たに農業を開始		農業経営者になるのが初めてであること かつ 開始（設立）が5年以内であること
支給期間	申請の提出年を起算年として最長5年間		申請資格を得た最初の年から最長5年間
支給方法	ヘクタールあたりの年次分割支給、 または青年農業者あたりの一括支給		ヘクタールあたりの年次分割支給
給付予定額	各国が決定		2025年は110.56～199.56ユーロ/ha（上限100 ha） 農業地域（ABRS）ごとに支援額が調整される。地域ごとの収益性や構造に応じて柔軟に対応。 女性には追加支援（15%増額）を設定


INSTAL施策の概要

- スペインのINSTALの受給要件については、ES - Plan estratégico de la PAC de Españaの6961~6962にて定められている

6961.1 青年農家の設立

項目	EU 2021/2115の規定	スペインのCAP戦略計画 6961.1
対象地域	各国が決定	スペイン全土
支援の対象	(a) 青年農業者の立ち上げ (b) 農林業関連事業の立ち上げ、非農業活動による農家所得の多様化 (c) 地方開発戦略に関連する、農村部における非農業活動の事業立ち上げ	(a) 青年農業者 <ul style="list-style-type: none"> ・ 申請年に18~40歳（41歳未満）であること ・ 過去30か月以内に設立がなく、農業経営者になるのが初めてであること。ただし家族従事者として登録として登録していた場合は対象 ・ フォーム（FP）、または150時間以上の農業関連講習、農業企業導入コースの職業能力を有する。または設立後の取得計画があること ・ 金融商品の場合は金融仲介業者も受益者に含まれる ・ 女性の参加や農場の種類などにより選考を優先する
支給要件	事業計画の提出	最低0.5~1 UTA（自治州による）の雇用を創設し、設立時点から最低事業収益が参照収入の20%以上に達する計画書を提出すること
支給方法	一時金若しくは金融商品又はその両方の組み合わせにより支援を行う（最大額は100,000ユーロ）。	事業の達成に応じて、一時金を分割支給 農業地域（ABRS）ごとに支援額が調整される。地域ごとの収益性や構造に応じて柔軟に対応


INSTAL施策の概要

6961.2 新規農家の設立

項目	EU 2021/2115の規定	スペインのCAP戦略計画 6961.2
対象地域	各国が決定	S11、S12、S13、S22、S30、ES52
支援の対象	(a) 青年農業者の立ち上げ (b) 農林業関連事業の立ち上げ、非農業活動による農家所得の多様化 (c) 地方開発戦略に関連する、農村部における非農業活動の事業立ち上げ	(b) 農林業関連事業の立ち上げ、非農業活動による農家所得の多様化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 青年要件を満たさない新規参入者で、過去の初設置支援の受給がないこと ・ 女性申請の優先や起業・雇用効果など、自治州ごとの選考基準（バレンシア州案など）を適用
支給要件	事業計画の提出	最低0.5~1 UTA（自治州による）の雇用を創設し、設立時点から最低事業収益が参照収入の20%以上に達する計画書を提出すること 計画に雇用創出効果や地域経済への寄与を明記すること
支給方法	一時金若しくは金融商品又はその両方の組み合わせにより支援を行う（最大額は100,000ユーロ）。	事業の達成に応じて、一時金を分割支給 農業地域（ABRS）ごとに支援額が調整される。地域ごとの収益性や構造に応じて柔軟に対応


INSTAL施策の概要

6962 農林業に関連した農村ビジネスの立ち上げ、または農家世帯の所得多様化、農業以外の新たなビジネス活動

項目	EU 2021/2115の規定	スペインのCAP戦略計画 6962
対象地域	各国が決定	ナバラ（農村部。都市部は除く）
支援の対象	(a) 青年農業者の立ち上げ (b) 農林業関連事業の立ち上げ、非農業活動による農家所得の多様化 (c) 地方開発戦略に関連する、農村部における非農業活動の事業立ち上げ	(c) 地方開発戦略に関連する、農村部における非農業活動の事業立ち上げ <ul style="list-style-type: none"> 申請期間終了時に18歳以上 青年農業者または登録済の農業経営者またはその1親等以内の家族であること。最終支払い時までこの条件を維持すること
支給要件	事業計画の提出	プロジェクトの技術的、経済的、財政的可能性を記載した事業計画を提出すること。計画書には、事業内容、予想される技術・経済データ、法人形態（会社の場合は出資比率など）を含むこと。 非農業企業の立ち上げの場合、以前に本支援（PDR 2014–2020等を含む）を受けていないこと 以下のいずれかの支援区分を選択 <ul style="list-style-type: none"> 専業農家（最低収入6,000ユーロ） 兼業農家（農業事業収入が50%以上、最低収入12,000ユーロ）
支給方法	一時金若しくは金融商品又はその両方の組み合わせにより支援を行う（最大額は100,000ユーロ）。	20,000～最大100,000ユーロ <ul style="list-style-type: none"> 専業農家：20,000ユーロ 兼業農家：40,000ユーロ 事業開始時に50%、事業完了時に50%支給



【参考】スペインにおける世代交代施策

No	分類	施策名（原文）	施策名（和訳）	説明
1	01. 土地へのアクセスの促進	Law on shared ownership of agricultural holdings	農地の共有に関する法律	農村部における男女の真の平等を促進するため、農業活動への共同参加を法的に認める「共同所有権法」。法的・経済的基盤を整えることで、間接的に世代交代や起業を支援する。
2	01. 土地へのアクセスの促進	Castilla y León Agrarian Law (Law 1/2014)	カスティーリャ・イ・レオン農地法（法律1/2014）	カスティーリャ・イ・レオン州の農業法。18～39歳の若者や女性を優先し、利用可能農地基金を通じた土地への優先アクセス、財政支援、研修、共同所有の推進等を行う。
3	01. 土地へのアクセスの促進	Family farming and access to land in Castilla-La Mancha (Law 9/2023)	カスティーリャ＝ラ・マンチャ州における家族農業と土地へのアクセス（法律9/2023）	カスティーリャ＝ラ・マンチャ州の家族農業と土地アクセス法。土地バンクによる家族農家への優先配分や、40歳未満の若者の就農・近代化に対する助成金や支援措置を提供する。
4	01. 土地へのアクセスの促進	Agrarian Law of Extremadura (Law 6/2015)	エストレマドゥーラの農地法（法律6/2015）	エストレマドゥーラ州の農業法。若者と女性の農業参入を促すため、農場の単独・共同所有の支援、土地基金からの優先配分、研修やCAP支援枠への優先アクセスを提供する。
5	01. 土地へのアクセスの促進	Recovery of agricultural land in Galicia (Law 11/2021)	ガリシア州の農地回復（法律11/2021）	ガリシア州の農地回復法。土地放棄を防ぎ若者の就農を促すため、土地バンクによる初期設定支援と、実践経験やビジネスモデルの検証ができる農業実験エリアの設置を行う。
6	01. 土地へのアクセスの促進	Land banks in Asturias	アストゥリアス州の農地バンク	アストゥリアス州の土地バンク。若手農家の農地アクセスを容易にするとともに、税務上の懸念から農地貸出をためらう高齢農家に対し、土地を手放すためのインセンティブとなる。
7	01. 土地へのアクセスの促進	Public rural land being offered preferentially to young people	若者に優先的に提供される公共的な農村の土地	公有財産リストにある膨大な農村の土地を、若手農家に優先的に提供しようとする検討中の施策。競売や代替モデルを含め、最も効果的な土地分配の方法を国が評価・模索している。
8	01. 土地へのアクセスの促進	Platform that brings together all the available agricultural land	利用可能なすべての農地をまとめるプラットフォーム	利用可能な全ての農地情報を一元化し、関心のある人が簡単にアクセスできるプラットフォームの創設案。膨大なデータと自治体の協力が必要なため、現在その実現可能性を評価中。
9	02. 資金へのアクセスの促進	Application of direct payments and common requirements under the Strategic Plan for the CAP 2023 (Royal Decree 1048/2022)	CAP 2023の戦略計画（勅令1048/2022）に基づく直接支払と共通要件の適用	CAP戦略計画に基づく直接支払いの適用規則。40歳以下の新規就農者に対し、事業立ち上げ支援、投資の助成金・優遇ローン、研修、事業計画策定支援等の所得支持を提供する。



【参考】スペインにおける世代交代施策

No	分類	施策名(原文)	施策名(和訳)	説明
10	02.資金へのアクセスの促進	Improvement and modernisation of production structures of agricultural holdings (Royal Decree 613/2001)	農業保有地の生産構造の改善と近代化(勅令613/2001)	農場の生産構造改善と若手農家の初期就農を支援する政令。最低基準を満たす投資を助成し、若手農家に対しては利子補給や農場プレミアムを含む全支援メニューで10%上乘せする。
11	02.資金へのアクセスの促進	Specific credit lines for young people from the Ministry of Agriculture	農業省の若者向け特別融資枠	農業省がICOやSAECAを通じて提供する若者向けの特別な信用枠(融資制度)。若手受給者が必要とする保証の準備を支援し、国費によってその一部をカバーする単発の支援。
12	03.アドバイザーシステムと教育サービスの強化	Continuous training plan for rural technicians	農村技術者の継続的訓練計画	農村開発に関わる技術者を対象とした継続的な研修計画。世代交代、女性の活躍、新技術の導入、イノベーション、持続可能性などのテーマで、農村地域の指導・支援能力を育成する。
13	03.アドバイザーシステムと教育サービスの強化	CULTIVA Programme	CULTIVAプログラム	若手農家や畜産業者が、国内のモデル農場で最大2週間の実践的な研修を受けられる農業省のプログラム。滞在費や交通費、留守中の代替人員の費用がカバーされ、知識共有を促す。
14	03.アドバイザーシステムと教育サービスの強化	Network of agricultural test spaces	農業試験場のネットワーク	経験の浅い起業家が安全な環境で農業・畜産プロジェクトを試験できる「農業テストスペース」。若手農家への移行を促す短期テストエリアの推進や技術支援、ネットワーク化を図る。
15	03.アドバイザーシステムと教育サービスの強化	Training strategy for the agricultural sector	農業部門の研修戦略	農業分野での就業に繋がるあらゆる教育・研修ルートを体系的にまとめた包括的戦略。教育省と農業省が共同で策定し、農業を志す人々に明確な進路指導や情報提供を行う。
16	03.アドバイザーシステムと教育サービスの強化	Figure of the Youth Facilitator in Catalonia	カタルーニャ州のユース・ファシリテーター	カタルーニャ州の「ユース・ファシリテーター」。CAP等の複雑な制度に精通し、就農プロセスの全般において若手や新規参入者を伴走支援する窓口・案内役として機能する。
17	03.アドバイザーシステムと教育サービスの強化	Information portals (such as "el plantel") in Catalonia	カタルーニャ州の情報ポータル(「el plantel」など)	カタルーニャ州の農業情報ポータル。就農した若者の動画等、必要な情報を集約して発信し、多数のアクセスを集める。若者がプラットフォーム経由で関係機関と接触する契機となる。
18	04.税制・財政上の優遇措置の検討	Special tax allocation and incentives for young farmers under the Corporate and Personal Income Tax Acts	法人・個人所得税法に基づく若手農業者への特別配分と奨励金	若手農家の初期設置支援のための税制優遇。受け取った公的補助金を4年間に分割して所得申告できる措置や、所得税減免、社会保険料の還付、農場譲渡の免税で世代交代を促進する。



【参考】スペインにおける世代交代施策

No	分類	施策名(原文)	施策名(和訳)	説明
19	04. 税制・財政上の優遇措置の検討	Regional tax incentives for professional farmers in Murcia	ムルシア州のプロ農業者に対する地域税制上の優遇措置	ムルシア州の専業農家向け地域税制優遇。農地等の相続税、贈与税、財産移転税をそれぞれ99%減免し、農場の円滑な事業承継と専業農家の地域への定着を強力に後押しする。
20	06. 若者の雇用促進	Rural Women's Challenge Programme	農村女性チャレンジプログラム	農業分野の女性起業家を支援するプログラム。事業計画やマーケティング等の無料オンライン研修、助成金、ネットワーキングの場を提供し、農村部での女性のリーダーシップを育成する。
21	08. 土地利用の促進または土地放棄の抑制	Programmes for the Promotion of Agrarian Employment (PFEA)	農業雇用促進計画(PFEA)	アンダルシア州等の過疎地で実施される農業雇用促進プログラム。失業者(主に一時的な農業労働者)を対象とした雇用創出事業を行う地方自治体に対し、助成金を提供する。
22	08. 土地利用の促進または土地放棄の抑制	National Strategy to Meet the Demographic Challenge	人口問題に対処するための国家戦略	人口減少に対処する国家戦略。エコロジーやデジタル移行、起業支援、女性・若者の機会均等を掲げ、若手の就農助成金、アグリフード分野の起業支援、農業のデジタル化を推進する。
23	08. 土地利用の促進または土地放棄の抑制	Protection and modernisation of social and family agriculture and the agricultural heritage of Aragon (Law 6/2023)	アラゴンの社会的・家族的農業および農業遺産の保護と近代化(法律6/2023)	アラゴン州の社会的・家族的農業保護法。若手農家に対する補助金・農地の優先配分や手続きの簡素化、土地バンクの創設を通じ、持続可能で近代的な家族経営の維持・発展を支援する。
24	08. 土地利用の促進または土地放棄の抑制	Law on agrarian structures of the Comunitat Valenciana (Law 5/2019)	バレンシア州農地法(法律5/2019)	バレンシア州の農業構造法。土地バンクの創設や共同管理の推進で農地細分化を防ぎ、若者や女性の優先的な研修・農地アクセスを保障。持続可能で競争力のある農業の実現を目指す。
25	09. 青年女性農家またはジェンダー平等の促進	Direct management of land by cooperatives	協同組合による土地の直接管理	協同組合が管理者となってリスクを負い、農地を直接管理する仕組み。個人の単純な入れ替えに頼らず、農地を維持しながら若者に有給の雇用を提供し、農村への定着と世代交代を図る。
26	10. その他	New Generation Broadband Extension Programme (PEBANGA)	新世代インターネット回線普及計画(PEBANGA)	農村部や過疎地域における超高速インターネット回線の整備を支援する補助金プログラム。情報格差を是正し、あらゆる地域でデジタルインフラへの平等なアクセスを保障する。
27	10. その他	Proposed amendments to Modernisation of Agricultural Holdings (Law 19/1995)	農業経営の近代化に関する改正案(法律19/1995)	農業経営近代化法の改正案。優先的農業経営体の枠にとらわれず、就農する全ての若者へ税制優遇を拡大。若手農家へ農場を譲渡する際の譲渡益に対する所得税を減免し承継を促す。



【参考】スペインにおける世代交代施策

	分類	施策名（原文）	施策名（和訳）	説明
28	10. その他	Law for the sustainable development of rural areas (Law 45/2007)	農山漁村の持続的発展に関する法律 (法律45/2007)	農村地域の持続可能な発展のための法律。農村の経済活動の近代化と多角化を推進する法的枠組みであり、環境の持続可能性や経済的レジリエンス、生活の質の向上を目指す戦略の基盤。
29	10. その他	Training grants for rural professionals in rural areas (Royal Decree 347/2019)	農村地域の農村専門家に対する研修グラント (勅令 347/2019)	農村の専門家育成のための研修助成金制度。教育機関ではなく受講者個人に直接金銭的メリットを提供し、若者や女性を中心に、イノベーションや効率化に関するスキル習得を支援する。
30	10. その他	Catalonian strategy for generational change 2023-2027	カタルーニャ州世代交代戦略2023-2027年	カタルーニャ州の世代交代戦略。土地アクセスや官僚主義等の課題を分析し、ガバナンス強化、若手の定着（土地バンクやテスト農場）、協同組合の支援、インフラ整備、啓発の5柱で推進。
31	10. その他	The <i>Lurberri</i> programme of generational renewal for the primary sector in Navarra	ナバラ州の第一次産業の世代交代のためのLurberriプログラム	ナバラ州の一次産業世代交代プログラム。若手農家への初回就農支援金の増額や、持続可能モデルへの追加支払い、引退農家とのメンター制度、テスト農場、土地バンクの設立等を行う。



世代交代施策に関するヒアリング結果（スペイン・アルメリア県）

	要素	ヒアリング要約
地域の現状	農業の特徴	<ul style="list-style-type: none"> 【内陸部】大規模で粗放的な穀物・オリーブの栽培が中心である。農業の収益性が低い。 【沿岸部】1960年代以降に野菜等の温室栽培が発展した。小面積で高い収益を得ている。
	世代交代の状況	<ul style="list-style-type: none"> 【内陸部】農業の収益性が低いため、後継者問題は深刻である。業の収益性は低く、産業や投資も少ないため、人口の大都市や沿岸部への流出が続いている。他方、後継者のいる中高年農家が、リタイアする農家から土地を購入し、規模拡大によって生き残りを図る動きも見られる。 【沿岸部】温室の地主（経営者）の継承は比較的問題なく行われている一方で、温室の作業員（多くは移民）は不足している。突出して高い収益を得ている農家では、子どもに農業を継がせず法律家や医師等の専門職での就職を促すケースが増えている。なお、農場で働く外国人労働者が継承する例も出てきている。
世代交代に影響する要素	農業のイメージ	<ul style="list-style-type: none"> 一般的に「仕事がきつく収入も不安定」という理由から、子どもに農業を継がせたくないとする親も多い。しかし、沿岸部の温室栽培の経営者（地主）であれば、身体的負担も少なく、他産業と比較しても中程度以上の収入が見込めるため、悪いイメージばかりではない。
	地域インフラ	<ul style="list-style-type: none"> 【内陸部】産業や投資が少ない。コマルカ単位の農村開発グループが村おこしを行い、住民の定着を促している。
	教育	<ul style="list-style-type: none"> 小中学校卒業後、農業の職業訓練校に2年間通うことで補助金の受給資格を取得し、就農するケースが多い。 成人後に農業を始める者向けに、州が実施する600時間の講義も用意されている。 公立学校であれば授業料は無料である。
	農業者ネットワーク	<ul style="list-style-type: none"> （特段の議論なし）
	相続・贈与税	<ul style="list-style-type: none"> 生前贈与よりも親の死後に相続する方が課税額が少ない。そのため、経営権自体が子に移っても、農地は親から借りる形態（所有と経営の分離）をとることが多い。なお、農地に対する特別な税制優遇措置は存在しない。 ちなみに、複数人の子どもがいる場合、農地は分割して相続することが多い。1人で農場を継ぐ場合には、他の兄弟から土地を購入する賃貸する必要がある。
	土地へのアクセスの促進	<ul style="list-style-type: none"> （特段の議論なし）
	年金	<ul style="list-style-type: none"> 年金を納める負担が大きいため、夫婦であっても夫のみが支払っているケースが多かった。
	青年農業者向け補助金	<ul style="list-style-type: none"> CIS-YF：110.56～199.56 €/ha×5年間（上限100 ha）※北部では利用無し INSTAL：最大80,000€
収入の多角化	<ul style="list-style-type: none"> 沿岸部では、農業および温室関連産業が地域の主要産業となっている。 	

（出所）ヒアリングをもとに作成

4.主要国の新規就農者・農業後継者確保・育成政策

- | | |
|-----------------------------|--------|
| (1) EU新規就農者・農業後継者確保・育成政策の概要 | …p.228 |
| (2) ドイツ | …p.239 |
| (3) フランス | …p.246 |
| (4) オーストリア | …p.257 |
| (5) ポーランド | …p.264 |
| (6) スペイン | …p.269 |
| (7) 次期CAPにおける世代交代の位置づけ | …p.280 |

次期CAPにおける世代交代の位置づけ

- 農業の世代交代・青年農業者支援は、次期CAPでさらに強化される見込みである。次期CAP案では、2040年までに青年農業者や新規農業者の割合を倍増させることを目的に、各加盟国がCAP Income Supportの6%以上を割当てた「農業分野の世代交代戦略」の政策義務化を提案している。
 - EUは、5分野（A：信用・資金へのアクセス、B：知識・技能へのアクセス、C：土地へのアクセス、D：レジリエンス、公正な生活環境、新たな所得機会へのアクセス、E：承継・引退）について、CAPの内外にまたがる包括的な取組の枠組みを整理している。

EU世代交代戦略にて提案されている施策

分野	現行CAPおよびCAP 2028-2034で提案された行動	他のEU政策の下で提案された行動	加盟国レベルでの自主的行動	ステークホルダーのための自主的行動
A. 信用と資金へのアクセス	<ul style="list-style-type: none"> 金融設計の支援と認知度向上 加盟国の戦略およびスターターパックを通じた資金へのアクセスとリスク管理の改善 ビジネスプランの策定支援 	<ul style="list-style-type: none"> 農業およびバイオエコノミー向けのEIB (European Investment Bank) 融資範囲を推進 EIBグループおよびパートナーの手段と協力し、適切な手段に基づく支援 	<ul style="list-style-type: none"> 政府系金融機関を通じたクレジットアクセスの向上 	—
B. 知識と技能へのアクセス	<ul style="list-style-type: none"> 世代間協力のためのAKISおよびアドバイザーサービスの強化 	<ul style="list-style-type: none"> 若い世代のニーズをターゲットにしたR&I 	<ul style="list-style-type: none"> 農業スキルの革新 柔軟で近代化された農業教育と訓練 青年農家団体の支援 ALMA(Aim, Learn, Master, Achieve)を活用したNEETsに対する農業魅力の発見と向上を支援 	<ul style="list-style-type: none"> 青年農家や新規就農者のためのピアラーニング
C. 土地へのアクセス	—	<ul style="list-style-type: none"> 世代交代のための土地市場評価 	<ul style="list-style-type: none"> 土地譲渡サービス 代替的所有権と事業承継モデル 土地銀行と遊休地の再利用 国有金融機関の関与 小規模農家の土地取引コスト削減 	—
D. レジリエンス、公正な生活環境、新たな所得機会へのアクセス	<ul style="list-style-type: none"> エネルギー・気候変動関連投資 農村戦略、インフラ、事業多角化 LEADER/CLLD 	<ul style="list-style-type: none"> EUレベルでの農村部の協調行動 社会的農業の推進 カーボンファーミング 	<ul style="list-style-type: none"> 食品システムにおける地域付加価値 	—
E. 継承と引退	<ul style="list-style-type: none"> AKISを通じた農場の継承計画を支援 	<ul style="list-style-type: none"> 税制と農業継承に関する知識の向上 ベストプラクティスの共有 	<ul style="list-style-type: none"> 年金制度 農場譲渡を促進するための立法 社会保障と社会サービス 	<ul style="list-style-type: none"> 世代間の協働による農場承継